

# 市町村合併について

---

群馬県総務部市町村課長  
布施 正明

## **【目次】**

- (1) 市町村合併の歴史 ..... 1~5**
- (2) 平成の合併後の市町村の姿 ..... 6~9**
- (3) 合併の方式について ..... 10**

# (1) 市町村合併の歴史

年月	市町村数		備考
	全国	群馬県	
明治21年	71,314	1,213	市制町村制施行
明治22年	15,859	206	
大正11年	12,315	208	地方自治法施行
昭和20年10月	10,520	197	
22年8月	10,505	197	
28年10月	9,868	196	町村合併促進法施行
31年4月	4,668	97	新市町村建設促進法施行
31年9月	3,975	90	町村合併促進法失効
36年6月	3,472	75	新市町村建設促進法一部失効
40年4月	3,392	72	市町村の合併の特例に関する法律施行
50年4月	3,257	70	市町村の合併の特例に関する法律一部改正
60年4月	3,253	70	//
平成7年4月	3,234	70	//
11年4月	3,229	70	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一部施行
17年4月	2,395	58	市町村合併の特例等に関する法律施行
22年3月	1,727	35	

明治の大合併

昭和の大合併

平成の合併

# 明治の大合併

## ①時期

明治21年～明治22年

## ②目的

江戸時代からの自然発生的な町や村を合併し、近代的な地方自治制度「市制町村制」を導入

## ③合併基準

約300～500戸を標準（小学校を1校設置するのに適した規模）

## ④市町村数

全国：約5分の1

群馬県：約6分の1

	全国	群馬県
明治21年	71,314	1,213
明治22年	15,859	206
町村減少数	▲55,455	▲1,007

# 昭和の大合併

## ①時期

昭和28年～昭和36年

## ②目的

増大した市町村事務を、効率的に処理するのに合理的な規模とする

## ③合併基準

人口8,000人を標準(中学校を1校設置するのに適した規模)

## ④市町村数

全 国：約3分の1

群馬県：約3分の1

	全国	群馬県
昭和28年	9,868	196
昭和36年	3,472	75
市町村減少数	▲6,396	▲121

# 平成の合併

## ①時期

平成11年～平成22年

## ②目的

人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立

## ③市町村数

全 国：約2分の1

群馬県：2分の1

	全国	群馬県
平成11年	3,229	70
平成22年	1,727	35
町村減少数	▲1,502	▲35

## 平成の合併(背景)

### ①地方分権の推進

地方にできることは地方で  
個性ある地域づくりや行政施策を行うには、  
一定の経営能力が必要

### ②少子高齢化の進展

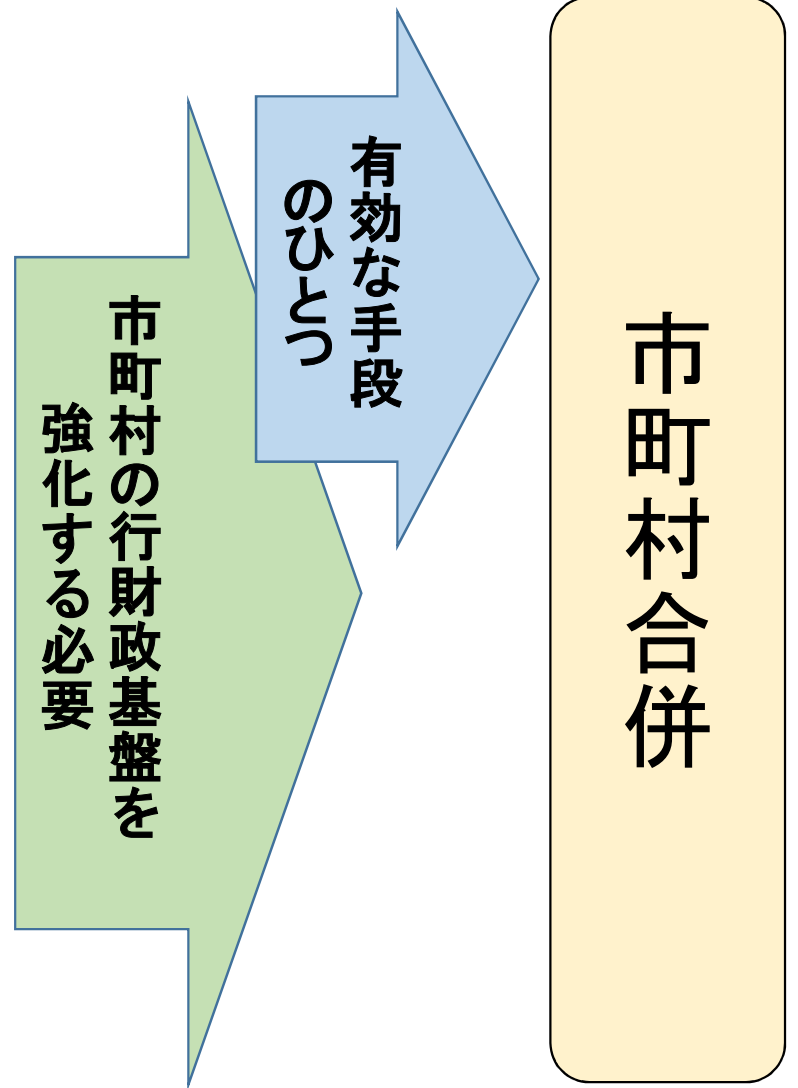
医療・福祉サービスの財政的負担への対応  
高齢者を支える人材確保が求められる

### ③生活圏の広域化

日常生活圏の拡大に応じた広域的な行政需要の  
増大への対応

### ④行政改革の推進

国も地方も厳しい財政状況にあり、効率的な行政  
運営が必要



## (2) 平成の合併後の市町村の姿

平成15年 3月31日 **70市町村**(11市・33町・26村)



平成22年 3月28日 **35市町村**(12市・15町・8村)





## 平成の合併（群馬県における効果）

### ① 行財政基盤の強化

#### ○ 歳出の削減

- ・市町村三役（長・助役・収入役）の減少による給料の削減（▲10億円）
- ・市町村の議員数の減少による議員報酬の削減（▲16億円）
- ・一般職員数等の抑制

### ② 権限移譲による自立性の向上

#### ○ 県からの権限移譲

- ・新市誕生（みどり市）：福祉事務所の設置（生活保護等の事務）
- ・特例市への移行（太田市、伊勢崎市【H19.4.1】）：法定移譲事務
- ・中核市への移行（前橋市【H21.4.1】、高崎市【H23.4.1】）：法定・任意移譲事務

### ③住民の利便性の向上

- ・旧市町村の境界を越えた公共施設の利用・サービスが可能となった。

### ④サービスの高度化・多様化

- 合併時の旧市町村間におけるサービス格差是正に伴い、住民サービスが充実。
- ・神流町(旧町村の情報伝達手段を統一するため、ケーブルテレビを導入)
- ・沼田市(医療費助成の対象範囲を、小学校就学前から小学校卒業までに拡充)  
※旧利根村の行政サービスを、編入先の新市に拡大

### ⑤広域的なまちづくり

- ・合併市町村において、「新たなまちづくり」に向けた取組を実施

## 平成の合併(デメリット)

### ①市町村合併の推進についての意見-分権型社会の創造-(H12.11.27)【地方分権推進委員会】

- ①行政との距離が遠くなることによる住民の利便性の低下
- ②住民の意見の施策への反映やきめ細かなサービスの提供が困難になること
- ③合併後の中心部と周辺部との地域格差の発生
- ④地域の連帯感の喪失
- ⑤サービス水準の低下や住民負担の増加

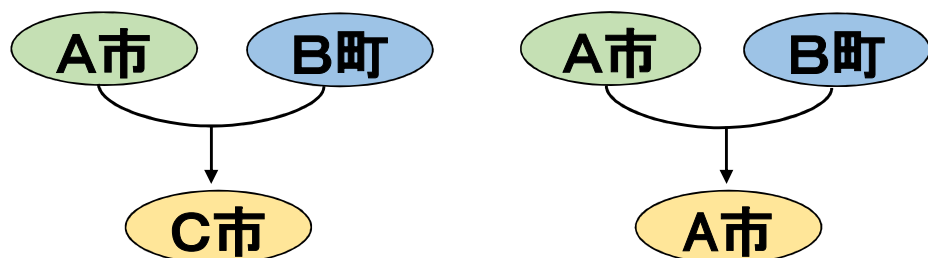
### ②平成の合併をめぐる実態と評価(平成20年10月)【全国町村会】

- ①行政と住民相互の連帯の弱まり
- ②財政計画との乖離
- ③周辺部の衰退

## (3)合併の方式について

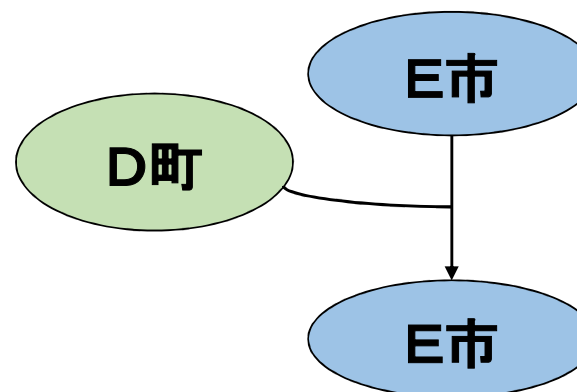
いくつかの市町村が一つになって、新たな市町村をつくる

### ①新設合併



- 二つ以上の市町村が一つになり、新たな市や町や村をつくる合併
- 合併により、すべての市町村がなくなり、新たな市や町や村が誕生

### ②編入合併



- 市町村の区域の全部、又は一部を他の市町村に編入
- 編入される市町村はなくなり、編入する市町村はそのまま存続

# 群馬県における合併団体の状況

資料 1

合併市町村	(関係市町村)	関係市町村数	合併期日	人口	面積	①合併方式		②議員						③旧役場庁舎		④地域自治組織			
						編入	新設	身分特例			議員定数		在任特例期間中の報酬		支所	分庁舎	地域自治区(特例)	地域審議会	なし
								在任特例	定数特例	摘要	合併前	在任特例終了後	統一	複数					
1 神流町	(万場町・中里村)	2団体	H15.4.1	2,757人	114.69km <sup>2</sup>		○	○			22人	12人	○		○	○			○
2 前橋市	(前橋市・大胡町・宮城村・粕川村)	4団体	H16.12.5	318,584人	241.22km <sup>2</sup>	○		○		公選法選挙区	88人	46人		○	○			○	
	(前橋市・富士見村)	2団体	H21.5.5	340,904人	311.64km <sup>2</sup>	○			○		58人	43人	○		○			○	
3 伊勢崎市	(伊勢崎市・赤堀町・東村・境町)	4団体	H17.1.1	202,447人	139.33km <sup>2</sup>		○	○			84人	34人	○		○				○
4 沼田市	(沼田市・白沢村・利根村)	3団体	H17.2.13	53,177人	443.37km <sup>2</sup>	○		○			50人	27人		○	○		○		
5 太田市	(太田市・尾島町・新田町・藪塚本町)	4団体	H17.3.28	213,299人	176.49km <sup>2</sup>		○	○			78人	38人		○	○	○			○
6 桐生市	(桐生市・新里村・黒保根村)	3団体	H17.6.13	128,037人	274.57km <sup>2</sup>	○		○	○		56人	31人		○	○			○	
7 みなかみ町	(月夜野町・水上町・新治村)	3団体	H17.10.1	23,310人	780.91km <sup>2</sup>		○	○		公選法選挙区	46人	23人	○		○				○
8 藤岡市	(藤岡市・鬼石町)	2団体	H18.1.1	69,288人	180.09km <sup>2</sup>	○		○			36人	24人		○	○			○	
9 高崎市	(高崎市・倉淵村・箕郷町・群馬町・新町)	5団体	H18.1.23	318,176人	307.42km <sup>2</sup>	○		○	○		98人	43人		○	○			○	
	(高崎市・榛名町)	2団体	H18.10.1	339,932人	401.01km <sup>2</sup>	○		○		公選法選挙区	63人	46人		○	○			○	
	(高崎市・吉井町)	2団体	H21.6.1	364,919人	459.36km <sup>2</sup>	○		○		公選法選挙区	62人	41人		○	○			○	
10 渋川市	(渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橋村)	6団体	H18.2.20	87,469人	240.42km <sup>2</sup>		○	○			92人	30人		○	○			○	
11 安中市	(安中市・松井田町)	2団体	H18.3.18	63,179人	276.34km <sup>2</sup>		○	○			40人	28人		○	○	○			○
12 富岡市	(富岡市・妙義町)	2団体	H18.3.27	53,765人	122.90km <sup>2</sup>		○	○			36人	24人	○		○			○	
13 みどり市	(笠懸町・大間々町・東村)	3団体	H18.3.27	52,115人	208.23km <sup>2</sup>		○	○			46人	22人		○	○				○
14 東吾妻町	(東村・吾妻町)	2団体	H18.3.27	16,847人	253.65km <sup>2</sup>		○	○			26人	18人		○	○			○	
15 中之条町	(中之条町・六合村)	2団体	H22.3.28	19,398人	439.28km <sup>2</sup>	○		○	○		26人	18人	○		○				○
計		53団体		2,667,603人	5370.92km <sup>2</sup>	9事例	9事例	17事例	4事例		1007人	548人	6事例	12事例	16事例	5事例	1事例	10事例	7事例

(※) 合併特例区、地域自治区(一般)については事例なし

全国の編入・新設合併件数	188事例	461事例
--------------	-------	-------

# 新設合併と編入合併の原則と特例

資料 2

区 分	新 設 合 併	編 入 合 併
法 人 格	<p>【原則】 合併関係市町村の法人格はすべて消滅 新たに市町村が設置される</p> <p>【特例】 なし</p>	<p>【原則】 編入される市町村の法人格のみ消滅 編入する市町村の法人格は存続</p> <p>【特例】 なし</p>
長	<p>【原則】 合併関係市町村の長はすべて身分を失い 50日以内に選挙（公選法 § 33(3)）</p> <p>【特例】 新市町村長が選出されるまでは、合併関係 市町村長の中から協議で職務執行者を置く （自治令 § 1の2(1)）</p>	<p>【原則】 編入される市町村の長はすべて身分を失う 編入する市町村の長がそのまま在職</p> <p>【特例】 なし</p>
選挙管理委員	<p>【原則】 合併関係市町村の委員はすべて身分を失う</p> <p>【特例】 新市町村議会で選挙されるまでの間、合併 関係市町村の選挙管理委員の互選により充 てられる（自治令 § 4）</p>	<p>【原則】 編入される市町村の委員はすべて身分を失 う 編入する市町村の委員がそのまま在職</p> <p>【特例】 なし</p>
議 員	<p>【原則】 合併関係市町村の議員はすべて身分を失い 設置された新市町村の議員の定数により、 50日以内に選挙（公選法 § 33(3)）</p> <p>【在任特例】 合併後2年以内に限り、選挙を行わず、合 併関係市町村の議員がそのまま新市町村の 議員として在任できる（特例法 § 9(1)①）</p>	<p>【原則】 編入される市町村の議員は身分を失い、人 口の増加に伴い、議員の定数を増やす場合 は、50日以内に増員選挙を行う（公選法 § 34(1)）</p> <p>【定数特例】 編入する市町村と編入される市町村の人口 比に、編入する市町村の議員の定数を乗じ て得た数を編入する市町村の議員の定数に 加算できる。この場合、編入される市町村 の区域を選挙区とし、加算数の議員を選出 する。ただし、任期は編入する市町村の議 員の残任期間（特例法 § 8(1)）。この特例 は、合併後最初の一般選挙にも適用できる （特例法 § 8(4)）</p> <p>【在任特例】 編入する市町村の議員の在任期間に限り、 合併関係市町村の議員がそのまま編入する 市町村の議員として在任できる（特例法 § 9(1)②） 合併後最初の一般選挙においても定数特例 を適用することができる（特例法 § 9(3)）</p>
特別職の職員	<p>【原則】 合併関係市町村の特別職は、すべて失職し 新市町村で新たに選任する</p> <p>【特例】 なし</p>	<p>【原則】 編入する市町村の特別職の職員はそのまま 在任し、編入される市町村の特別職の職員 はすべて失職する</p> <p>【特例】 なし</p>
職 員	<p>【原則】 合併関係市町村の職員はすべて身分を失う</p> <p>【特例】 新設・編入合併とも、一般職の職員は身分を保有するよう措置される（特例法 § 12(1)）</p>	<p>【原則】 編入する市町村の職員の身分変動なし、編 入される市町村の職員はすべて身分を失う</p>
県議会議員 選挙区	<p>【原則】 群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例を 改正し、定数を再配分する（新しい郡市の区域による人口比）</p> <p>【特例】 ①合併後の任期満了による選挙1回に限り、従前の選挙区とすることができる ②合併後の任期満了による選挙1回に限り、従前の区域と合わせて1選挙区とすることができる 上記の原則、特例①又は②のいずれかを選択（特例法 § 21(1)）する</p>	
地方税の 取扱い	<p>【原則】 合併後の市町村の全区域について均一に課税</p> <p>【特例】 ①合併関係市町村間に地方税の賦課に関して著しい不均衡がある場合 ②合併により承継した財産の価格若しくは負債の額に著しい差異がある場合 ①又は②いずれかの場合は、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除又は不均 一課税できる（特例法 § 16(1)）</p>	
地方交付税 額の算定 の特例	<p>【原則】 合併後の市町村で算定</p> <p>【特例】 ①合併算定替（合併の日の属する年度及びこれに続く5年度間、合併前の市町村間で算定した額 の合算額を下回らないように算定した額を交付する） ②激変緩和の特例措置（②の後5年度間、②の額に総務省令で定める率を乗じた額を下回らない ように算定した額を交付する）（特例法 § 17）</p>	